

低炭素建築物新築等計画認定申請審査手数料一覧

区 分			単位	新設手数料の金額（円）		
				計画認定	変更認定	
低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定申請に対する審査（都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項及び第55条第1項）	一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないもの)		1件	7,000	4,000	
				34,000	17,000	
	一の共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数合計	1	1件	7,000	4,000
					34,000	17,000
			1超～5	1件	11,000	6,000
					68,000	34,000
			5超～10	1件	19,000	10,000
					96,000	48,000
			10超～25	1件	30,000	15,000
					130,000	67,000
			25超～50	1件	50,000	25,000
					190,000	97,000
	50超～100	1件	87,000	43,000		
			270,000	130,000		
	100超～200	1件	130,000	68,000		
			370,000	180,000		
	200超～300	1件	170,000	86,000		
			490,000	240,000		
	300超	1件	180,000	92,000		
			570,000	280,000		
それ以外の建築物	床面積合計	300㎡以内	1件	11,000	6,000	
				230,000	110,000	
		300㎡超～2,000㎡	1件	29,000	15,000	
				370,000	180,000	
		2,000㎡超～5,000㎡	1件	86,000	43,000	
				530,000	260,000	
		5,000㎡超～10,000㎡	1件	130,000	67,000	
				650,000	320,000	
10,000㎡超～25,000㎡	1件	160,000	85,000			
		770,000	380,000			
25,000㎡超	1件	210,000	100,000			
		880,000	440,000			

注 1 「新設手数料の金額（円）」の項、各欄の上段 は、評価機関が実施した技術的基準審査を経て申請した場合の金額です。

2 「一戸建ての住宅」以外で、1 件の申請に二棟以上の建築物が含まれているときは、それぞれの棟ごとに金額を算定し、その額を合算します。

3 「一の共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅」の建築物全体を認定の対象とする申請の場合には、住戸戸数の合計に応じて算定した金額（ の該当部分）に「別表」で定める共用部分の床面積の合計に応じて算定した金額（ の該当部分）を加算します。

ただし、共用部分を審査対象床面積から除いた場合は、加算の必要はありません。

4 前項の場合において、住戸及び共用部分でない部分が含まれているときは、前項で算定した金額に「それ以外の建築物」で定める床面積の合計に応じて算定した金額（ の該当部分）を加算します。

「別表」

区 分			単位	新設手数料の金額（円）	
				計画認定	変更認定
一の共同住宅、 長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積合計	300 m ² 以内	1 件	11,000	6,000
				100,000	54,000
		300 m ² 超 ~ 2,000 m ²	1 件	29,000	15,000
				170,000	89,000
		2,000 m ² 超 ~ 5,000 m ²	1 件	86,000	43,000
				270,000	130,000
		5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ²	1 件	130,000	67,000
				350,000	170,000
		10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ²	1 件	160,000	84,000
				420,000	210,000
		25,000 m ² 超	1 件	200,000	100,000
				490,000	240,000

(参考)

○低炭素建築物新築等計画認定の対象

建築物の区分	認定の対象とする範囲		
	住戸の部分のみ	建築物全体	建築物全体及び住戸の部分
一戸建ての住宅		○	
共同住宅等	○	○	○
複合建築物	○	○	○
非住宅建築物		○	

- (注) 一戸建ての住宅 : 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 複合建築物 : 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
 非住宅建築物 : 住宅以外の用途のみに供する建築物

○手数料の算定例(技術的基準審査を評価機関が行った場合)

住戸の部分のみが認定の対象

認定対象の建築物	区分	手数料	算定方法
○マンション(共同住宅等) ・住戸 50 戸 ・共用部分 450 m ²	申請戸数(住戸) 50 戸	50,000 円	
○店舗併用マンション(複合建築物) ・住戸 12 戸 ・共用部分 55 m ² ・店舗 160 m ²	申請戸数(住戸) 12 戸	30,000 円	

建築物全体が認定の対象

認定対象の建築物	区分	手数料	算定方法
○一戸建ての住宅	-	7,000 円	
○マンション(共同住宅等) ・住戸 50 戸 ・共用部分 450 m ² (審査対象床面積に含む)	申請戸数(住戸) 50 戸	50,000 円	
	共用部分 450 m ²	29,000 円	
	合計(徴収手数料)	79,000 円	+
○マンション(共同住宅等) ・住戸 50 戸 ・共用部分 450 m ² (審査対象床面積から除く)	申請戸数(住戸) 50 戸	50,000 円	
	合計(徴収手数料)	50,000 円	
○店舗併用マンション(複合建築物) ・住戸 12 戸 ・共用部分 55 m ² (審査対象床面積に含む) ・店舗 160 m ²	申請戸数(住戸) 12 戸	30,000 円	
	それ以外の建築物 160 m ²	11,000 円	
	共用部分 55 m ²	11,000 円	
	合計(徴収手数料)	52,000 円	+ +
○事務所(非住宅建築物) 7,500 m ²	それ以外の建築物	130,000 円	

(注) は、徴収手数料の金額です。

「算定方法」における丸数字は、「低炭素建築物新築等計画認定申請審査手数料一覧」に掲げた部分のものです。